

藤沢市障がい者グループホーム設置補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、障がい者の入所施設から地域への移行を推進するため、障がい者グループホーム設置費の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「グループホーム」とは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第17項に規定する共同生活援助を提供する施設をいう。

(補助の対象等)

第3条 この要綱における補助の対象は、藤沢市内にグループホームを新規に設置するもので、対象となるグループホームの定員の8割以上を本市が援護の実施者となっている者が占める事業を計画するものとする。

2 補助対象経費は、新規設置時に必要となる電話敷設費その他入居者の生活に必要な備品購入費等とする。

3 交付する補助金の額は、補助対象経費の実支出額とする。ただし、50万円をその上限の額とする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市障がい者グループホーム設置補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、グループホームを開所する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書(第2号様式)

(3) 土地及び建物の状況

(4) 賃貸借契約書の写し(土地又は建物を賃借している場合に限る。)

(5) 入居予定者名簿

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市障がい者グループホーム設置補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業着手時に事業着手届(第4号様式)を、完了時に事業完了届(第5号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けたものは、事業の完了後30日以内に藤沢市障がい者グループホーム設置補助事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第7号様式)

(2) 領収書の写し

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金により移動リフトを取得した場合、取得後5年を経過するまでは、当該移動リフトを処分してはならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第2号様式（第4条関係）

収支予算書

(収入の部)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

(支出の部)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

第3号様式（第5条関係）

藤沢市障がい者グループホーム設置補助金交付決定通知書

年 月 日							
様							
藤沢市長							
次のとおり交付する。							
1 事業名	障がい者グループホーム設置補助 事業						
2 施行場所							
3 補助金額	百	十	万	千	百	十	円
4 条 件							
5 指 示							

第4号様式（第6条関係）

事業着手届

年 月 日	
藤沢市長	
住 所	
名 称	
代表者氏名	
施 設 名	
印	
次のとおり届けます。	
1 事業名	障がい者グループホーム設置補助 事業
2 施行場所	
3 着手年月日	年 月 日
(事務処理欄)	

事業完了届

年 月 日	
藤沢市長	
住 所	
名 称	
代表者氏名	
施 設 名	
印	
次のとおり届けます。	
1 事業名	障がい者グループホーム設置補助 事業
2 施行場所	
3 着手年月日	年 月 日
4 完了年月日	年 月 日
(事務処理欄)	

第7号様式（第7条関係）

収支決算書

（収入の部）

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要
合 計				

（支出の部）

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要
合 計				